

# 第24回期 第29回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和4年11月17日(木) 午後1時25分から午後1時55分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	江田 久男
会長職務代理者	9番	八旗 正紀
委 員	1番	小針 充則
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	関根 辰三
同	5番	佐川 健二
同	6番	小室 勝弘
同	7番	薄井 良男
同	8番	鈴木 勝志

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 善一
同 (里白石・福貴作)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	小針 弘之
同 (大草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	白川 清一
同 (小貫・太田輪)	近藤 近
同 (山白石)	生田目重好
同 (同)	鈴木 輝雄
同 (染)	岡部 多重
同 (中根松)	市川 喜一

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

5 農業委員会事務局職員

事務局長 生田目源寿

主 事 小松 将広

## 6. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。</p> <p>それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>只今から第29回浅川町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>朝晩の寒さが身に染みるようになり、冬が近づいて来ているのが分かる季節となってきました。農作業も一段落してきましたが、来年度の土づくり等、何かと忙しいことと思います。10月10日においては、県下農業委員会に参加ご苦労様でした。新型コロナウイルス感染者も、今月になって1,000人、2,000人以上となる日が多くなっています。第8波が来ていることを物語っていると思います。小学校では学級閉鎖になったことも聞きました。保健所ごとの感染者数が発表されるようになり、身近に感じられなくなった事も感染者が増えた要因の一つではないかと思います。農業委員、推進委員として今までどおり三密を守りながら、委員活動をしていただきたいと思います。</p> <p>本日の案件は2件です。皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますよう宜しくお願い申し上げます、あいさつと代えさせていただきます。</p>
会 長	<p>本日の出席委員は10名中10名です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第29回浅川町農業委員会総会は成立しました。</p> <p>なお、推進委員の出席は11名中11名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。</p> <p>浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、8番、鈴木勝志委員、9番、八旗正紀委員を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松主事を指名いたします。</p> <p>それでは、議事日程第3、議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p><b>【議案朗読】</b></p>
会 長	<p>議案第53号①について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪地区担当の石塚隆晴です。</p> <p>議案第53号農地法第3条①について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、****、****さん、譲受人、****、****さん、</p>

	<p>以下記載のとおりです。10日、午前8時より地区副担当の小針委員及び酒井委員及び譲渡人、譲受人の立会いのもと現地にて調査して参りました。</p> <p>申請の事由は、****さんが農地の管理が難しくなったので、長年、この農地を耕作している*****に売買したいとのことです。</p> <p>本町119番1、本町121番の畑に、自家用車、貸駐車場及び通路と物置の用地として使用したいとのことです。</p> <p>なお、*****は町の認定農業者であり、主に水稻及び畜産を行っています。</p> <p>調査事項であります一般基準の第1項から10項目までについて該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、農業経営拡大のための売買ということで申請がありました。*****さんについては、平成30年4月に農業経営改善計画の認定を受け、町の認定農業者となっております。水稻及び肉牛を主としており、今回売買する農地については、水稻として利用するとのことです。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。</p> <p>議案第53号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第53号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第53号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、同じく議案第53号 農地法第3条②について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<b>【議案朗読】</b>
会 長	議案第53号②について、大草地区推進委員、佐川光一委員の調査報告及び、意見を求めます。
佐川委員	<p>はい。大草地区担当の佐川光一です。</p> <p>議案第53号農地法第3条②について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p>

	<p>す。譲渡人、*****、***さん、譲受人、*****、***さん、以下記載のとおりです。11月12日、午後4時30分より地区副担当の佐川健二委員及び譲渡人、譲受人の立会いのもと現地にて調査して参りました。</p> <p>***さん、****さんは同じ地区でもあり、**さんは以前から規模拡大を考えており、自宅近くの**さん所有の水田を譲り受けたいと相談したところ、**さんも所有する水田は農地的には良くないと思っていた時でしたので、**さんの希望を快く受け入れたとのことでした。</p> <p>調査事項であります一般基準の第1項から10項目までについて該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請地については、**さんの自宅近隣にある農地になります。耕作する条件からみて、自宅から近い農地のため耕作しやすい場所にあり、経営状況についても、農業に従事している人数及び日数、保有する農機具類、後継者の存在など、農業に従事するのに十分かと思われます。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。議案第53号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第53号②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第53号、農地法第3条②は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第54号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<b>【議案朗読】</b>
会 長	議案の審議に入る前に、議案第54号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、関根辰三委員、小針弘之委員が譲渡人となっております

	<p>ますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(関根辰三委員、小針弘之委員退室)</p> <p>議長 議案第54号①について、東大畑・畑田地区推進委員、白川清一委員の調査報告および意見を求めます。</p> <p>白川委員 はい。東大畑・畑田地区担当の推進委員、白川清一です。  議案第54号、農地法第5条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人は3名おまして、簗輪、小針弘之さん、袖山、関根辰三さん、**、****さん、譲受人、*****、*****、***** **さん、以下記載のとおりです。11月12日、土曜日、午前9時より、地区副担当の小室委員及び譲受人3名、譲受人の代理人、行政書士の****さん立会いのもと、現地にて調査してまいりました。**さんの会社は貸店舗・貸倉庫等の敷地を営んでおり、コンビニを数店舗、クロネコヤマトの営業所を数店舗を手掛けているとの話でした。今回の案件は宅急便のクロネコヤマトが人口減少による会社の営業戦略として、石川と棚倉の営業所2か所を廃止し、1か所にするということです。いわゆる統廃合ということです。そこで場所の選定が石川と棚倉の中間地点で都合の良い、浅川町のバイパス沿いとなったということです。</p> <p>調査事項であります、調査事項であります一般基準の第1項から10項目までについて該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p> <p>議長 事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>事務局長 事務局より補足説明いたします。  譲渡人、小針弘之さん、関根辰三さん、****さん、譲受人、***** ****さんになります。譲受人は***に本社を置く日用品等の販売業及び不動産賃貸業を営む会社経営者であります。</p> <p>今回の転用目的は、貸店舗・貸倉庫として利用する転用となります。事業概要としては、ヤマト運輸株式会社が石川郡及び東白川郡の人口減少を見込み、現在運営している石川センター及び棚倉センターを一か所に統合し、今回の申請地に営業所を開設するために、ヤマト運輸株式会社へ店舗及び倉庫を貸与することです。</p> <p>申請地の選定理由ですが、石川町と棚倉町の中間地点に位置し、主要道路に接しており、十分な敷地面積を確保できるため選定したということです。</p> <p>まず、立地基準については、水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内にこども園、町立図書館がある区域にある公共施設便益地域内農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。</p> <p>一般基準の各項目についてですが、転用に必要な資力、信用については、必要な資力を借入金で賄う計画であり、融資証明も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、申請地は譲渡人の所有地で</p>
--	---

	<p>あり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請用途に供するかどうかですが、工期は令和5年10月末までとなっており、許可後は速やかに取りかかる見込みです。行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合および法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を行い許可見込みのため問題ありません。申請農地と一体として使用する土地はありません。事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、貸店舗・貸倉庫として十分に確保でき、適正な規模であるため該当しません。転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、汚水・排水は公共下水道による処理、雨水は敷地内に側溝及び集水桝を設け、既存側溝へ接続して放流する計画となっております。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第54号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第54号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第54号、農地法第5条①は許可決定いたします。 議事が終了しましたので、関根辰三委員、小針弘之委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>(関根辰三委員、小針弘之委員着席)</p>
会 長	<p>関根辰三委員、小針弘之委員に報告します。議案第54号、農地法第5条①は原案のとおり決定されました。 次にその他に入ります。皆様からその他なにかございませんか。</p> <p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p> <p>はい。それでは連絡事項を何点か申し上げます。 まず、次回の総会につきましては12月15日、木曜日、午後1時30分からを予定しております。また、総会終了後に農業者等と農業委員会との意見交換会を午後2時半より開催する予定です。 最後に、活動記録簿10月分を総会終了後に事務局まで提出をお願いします。事務局からは以上です。</p>

会 長	それでは以上を持ちまして第29回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)